



平成25年10月15日

各位

会社名 三菱製紙株式会社  
代表者名 取締役社長 鈴木 邦夫  
(コード：3864、東証第一部)  
問合せ先 総務人事部長 大川 直樹  
(Tel. 03-5600-1487)  
広報・IR室長 白川 文人  
(Tel. 03-5600-1485)

## 和解による訴訟の解決及び特別損失の発生に関するお知らせ

当社は、平成22年3月25日付で独立行政法人都市再生機構（以下「機構」といいます。）から提起を受け、東京地方裁判所において係争中でありました損害賠償請求の訴訟について、本日付で機構との裁判上の和解が成立しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 和解による訴訟の解決

##### (1) 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

###### ① 訴訟の概要

###### ・ 内容

当社は、平成13年3月22日付で機構（当時は都市基盤整備公団）と売買契約を締結し、平成16年9月30日に引き渡した中川工場跡地（東京都葛飾区新宿六丁目 面積：182,155㎡）について、機構より、地中障害物があるとして、土壌処理工事に要する費用を賠償するよう、損害賠償請求訴訟の提起を受けました。

###### ・ 損害賠償請求額

80億8043万7640円及び附帯する遅延損害金

（平成25年6月25日に裁判所が受理した請求額変更申立後の金額）

###### ② 経緯

当社は、今般、裁判所より和解の勧告があったことから、社内でその是非について検討を重ねてまいりましたが、本件訴訟は既に3年以上経過しており、今後も本件訴訟を継続した場合に被る負担等を総合的に勘案した結果、裁判所の勧告を受け入れ、早期に解決を図ることが最も合理的であるとの判断に至り、和解に応ずることといたしました。

##### (2) 和解の相手方の概要

- ① 名 称 独立行政法人都市再生機構
- ② 所 在 地 神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー
- ③ 代表者の氏名 理事長 上西 郁夫

##### (3) 和解の内容（要旨）

- ① 当社は、機構に対し、和解金として20億円を支払う。
- ② 機構は、当社に対するその余の請求を放棄する。
- ③ 当社及び機構は、本件訴訟の対象となった土地に関して、上記和解金の支払義務のほかに、一切の債権債務がないことを相互に確認する。
- ④ 訴訟費用は、各自の負担とする。

2. 特別損失の発生

当社は、上記1.(3)の和解による訴訟の解決に伴い、当社が機構に支払う和解金20億円を、平成26年3月期第2四半期連結会計期間の特別損失として計上いたします。

3. 今後の見通しについて

当社は、特別損失の計上が平成26年3月期第2四半期及び通期の連結業績に与える影響につきましては、他の要因も含め業績予想の修正が必要と判断される場合には、速やかに公表いたします。

以 上